



公開シンポジウム
2018年9月3日(月)
13:00~18:00
(開場12:30)

日本学術会議講堂

(入場無料・事前予約不要・先着300名)

●報告2 ジャーナリズムにおけるセクシュアル・ハラスメントの実態と課題

林 美子(ジャーナリスト/「メディアで働く女性ネットワーク」代表世話人)

●報告3 スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントの実態と課題

熊安 貴美江(大阪府立大学高等教育推進機構准教授)

●報告4 キャンパス・セクシュアル・ハラスメントの実態と課題

北仲 千里(広島大学ハラスメント相談室准教授)

◆15:55~17:55

第3部 パネルディスカッション
—セクシュアル・ハラスメント根絶に向けて—

司会 三成 美保

パネリスト

○内藤 忍(労働政策研究・研修機構 副主任研究員)
EUのハラスメント法政策についてコメント

○島岡 まな(日本学術会議連携会員、大阪大学法科大学院教授) フランス刑法(セクハラ罪)についてコメント

○佐藤 香(ハーブルユニオン委員長)
被害当事者からのコメント

○浅倉 むつ子

○谷口 真由美

○井上 久美枝

17:55 閉会挨拶

吉田 容子(日本学術会議連携会員、ジェンダー法分科会副委員長、弁護士(京都弁護士会))

◆主催:日本学術会議法学会委員会ジェンダー法分科会
◆共催:ジェンダー法学会、日本スポーツとジェンダー学会、奈良女子大学アジア・ジェンダー文化科学研究センター、科研費基盤研究(A)「ジェンダー視点に立つ『新しい世界史』の構想と『市民教養』としての構築・発信」(研究代表者:三成美保)
◆後援:日本ジェンダー学会、ジェンダー史学会

セクシュアル・ハラスメントをめぐる法政策の現状と課題
—ハラスメント根絶に向けて—

2018年6月8日、職場での暴力やハラスメントをなくすための条約策定をめざすことが、ILO総会において決定された。来年の総会で条約が採択される見込みである。条約批准の絶対的条件は、ハラスメント禁止法の制定。今日、多くの国がハラスメント禁止法をもっている。日本もまたハラスメント根絶に向けて法整備をすすめることが求められるが、課題は多い。

本シンポジウムでは、実態分析をふまえ、セクシュアル・ハラスメント根絶に向けて多様な立場から課題を共有し、展望を示したい。

総司会

糠塚 康江(日本学術会議第一部会員、東北大学大学院法学研究科教授)

13:00 開会挨拶

戒能 民江(日本学術会議連携会員、お茶の水女子大学名誉教授)

13:05 趣旨説明

三成 美保(日本学術会議副会長・第一部会員、ジェンダー法分科会委員長、奈良女子大学副学長・教授)

◆13:15~14:15

第1部 ハラスメント根絶に向けた国内外の動き

●報告1 ハラスメント法政策の現状と課題

浅倉 むつ子(日本学術会議連携会員、早稲田大学法学学術院教授)

●報告2 ハラスメント根絶に向けたILO条約の意義

井上 久美枝(日本労働組合総連合会(連合)総合男女・雇用平等局総局長)

●報告3 メディアにおけるセクシュアル・ハラスメント

谷口 真由美(大阪国際大学グローバルビジネス学部准教授)

◆14:25~15:45

第2部 セクシュアル・ハラスメントの実態と課題

●報告1 議員活動におけるセクシュアル・ハラスメントの実態と課題

まき けいこ(元千葉県船橋市議/全国フェミニスト議員連盟共同代表)

◆会場:日本学術会議
(港区六本木 7-22-34
東京メトロ千代田線乃木坂
駅5出口すぐ)
◆問い合わせ先:みつなり
mitunari*cc.nara-
wu.ac.jp *を@に直して
ご連絡ください

